

トラック運送事業における運送原価算出要領：その8

『運送原価の算出要領』に基づいて、運送原価を構成する「項目(費目)」ごとの「算出式」を「条件表」と対比しつつ説明します。

☆1ヶ月1台当たりの「人件費」の算出要領(算出式)

今回は、「運送原価算出表」の4番目の項目(費目)である『人件費』の中の【法定福利費】について、その算出要領(算出式)を説明します。人件費は、運送原価の中で最も大きなウエイトを占めています。人件費は、人を雇ったら1kmも走行しなくても発生する「固定費」です。このため、この人件費を回収し、収益向上に直結させるためには、「ドライバーの生産性向上」を図ることが重要になります。

〈1ヶ月1台当たりの運送原価算出の条件表〉【下記は仮の条件を記入した例です】

貴社名：〇〇〇運送株式会社		区分(営業用は1、自家用は2)		1
保有車両台数	大型車両	15台	小型車両	0台
	中型車両	5台	保有車両合計	20台
検討する車両の運行形態	1) 運行経路：東京から浜松市内まで		営業キロ数(片道)	250km
	1ヶ月稼働日数：23日		一般道路走行	250km
対象車両	2) 運行回数(片道で数え)		3) 月間走行距離【1】	11,500km
	1) 車両型式	PK-FR1EWJA型	2) ボデー形状	平ボデー型
4.人件費関係	3) 最大積載量	10トン	4) 車両総重量【2】	20トン
	5) 車両購入価格【3】	12,085,000円	6) 償却期間【4】	7年
4.人件費関係	1) 検討車種での運転者への支払賃金(標準報酬月額)【26】			348,400円/月
	2) 検討車種での運転者への年間支払賞与【27】 ☆1ヶ月平均の支払賞与：35,200円(422,400円÷12ヶ月)			422,400円/年
	3) 保有車両1台当たりの運転者の数(予備運転者を含む)【28】			1人/台
	4) 福利厚生費：運転者の標準報酬月額10ヶ月平均賞与の何%ですか【29】			※1 3%
	5) 退職引当金：貴社の運転者の標準報酬月額の何%ですか【30】			※2 3%

※1：全日本トラック協会発行「経営分析報告書～平成14年度決算版～」の「一般貨物運送事業・人件費明細表」の「福利厚生費比率」から類推。
 ※2：「法人税法施行令」による、「退職引当金」は支払賃金の6%以内とする規定から、その50%として、3%に設定した。

(3) 法定福利費の算出要領(算出式)

法定福利費には、「健康保険料」、「厚生年金保険料」、「労災保険料」と「雇用保険料」があります。それぞれの保険料率は、従業員に支払われる報酬(標準報酬月額と1ヶ月平均の支払賞与)を基に定められており、各々の保険の運用状況によって「保険料率」が変更になります。

我国の「少子高齢化」の進展による、「健康保険料と厚生年金保険料」財政の逼迫や「雇用状況」の厳しさによる「雇用保険料」支払増加などで、これらの保険料率は、増勢の傾向にあります。定められた保険料率の「事業主(会社)負担率」に従い、法定福利費を算出します。

〈参考-1〉：標準報酬(賃金)月額について

被保険者が受ける報酬は毎年変わりますので、標準報酬が実際の報酬とかけ離れないように、毎年1回全被保険者の報酬月額を届け出て、標準報酬が決め直されます。これを定時決定と言い、8月1日～10日までに「被保険者報酬月額算定基礎届」に、5月・6月・7月の報酬月額を記入して届出しなければなりません。これがいわゆる算定基礎届で、この3ヶ月の報酬を合計し、3で割って、「標準報酬月額」を算出して、10月1日から1年間適用します。

〈参考-2〉：法律で定められている、現時点での各保険の「保険料率」

①健康保険	従業員報酬(標準報酬月額と1ヶ月平均の支払賞与)の	82/1000	健康保険と厚生年金保険は、左記負担率により算出した保険料を被保険者(従業員)及び事業主それぞれが1/2ずつ負担することになっています。 労災保険と雇用保険は、左記負担率により算出した保険料を、事業主が負担することになっています。
②厚生年金保険		135.8/1000	
③労災保険		13/1000	
④雇用保険		10.5/1000	

※2003年4月より「介護保険制度」が改正され、40歳以上65歳未満の健康保険加入者を対象に、現在の負担率が次のようになりました。(従業員の標準報酬月額+1ヶ月平均の賞与)の8.9/1000

被保険者(従業員)と事業主それぞれが1/2(4.45/1000ずつ)負担することになっています。

☆介護保険料を運送原価に計上する場合は、次の算出要領(算出式)によります。

介護保険料=(従業員の標準報酬月額+1ヶ月平均の賞与)×保険料率÷2×車両1台当たりの運転者

〈上記の仮の条件・データでの「介護保険料」の算出事例〉 ◇車両1台当たりの運転者数は、「①営業所全体に公休日がある場合」として算出しています。
(348,400円+35,200円)×8.9/1000÷2×1人=1,707円 (小数点以下第一位・四捨五入)

(1) 健康保険料の算出要領(算出式)

〈算出式〉健康保険料={ (標準報酬月額×保険料率÷2) + (1ヶ月平均の支払賞与×保険料率÷2) } ×車両1台当たりの運転者数

〈上記の仮の条件・データでの「健康保険料」の算出事例〉

◇車両1台当たりの運転者数は、「①営業所全体に公休日がある場合」として算出しています。
{ (348,400円×82/1000÷2) + (35,200円×135.8/1000÷2) } ×1人= (14,284円+1,443円) ×1人=15,727円 (小数点以下第一位・四捨五入)

(2) 厚生年金保険料の算出要領(算出式)

〈算出式〉厚生年金保険料={ (標準報酬月額×保険料率÷2) + (1ヶ月平均の支払賞与×保険料率÷2) } ×車両1台当たりの運転者数

〈上記の仮の条件・データでの「厚生年金保険料」の算出事例〉

◇車両1台当たりの運転者数は、「①営業所全体に公休日がある場合」として算出しています。
{ (348,400円×135.8/1000÷2) + (35,200円×135.8/1000÷2) } ×1人= (23,656円+2,390円) ×1人=26,046円 (小数点以下第一位・四捨五入)

(3) 労災保険料の算出要領(算出式)

〈算出式〉労災保険料=(標準報酬月額+1ヶ月平均の支払賞与)×保険料率×車両1台当たりの運転者数

〈上記の仮の条件・データでの「労災保険料」の算出事例〉

◇車両1台当たりの運転者数は、「①営業所全体に公休日がある場合」として算出しています。
(348,400円+35,200円) ×13/1000×1人=4,987円 (小数点以下第一位・四捨五入)

(4) 雇用保険料の算出要領(算出式)

〈算出式〉雇用保険料=(標準報酬月額+1ヶ月平均の支払賞与)×保険料率×車両1台当たりの運転者数

〈上記の仮の条件・データでの「雇用保険料」の算出事例〉

◇車両1台当たりの運転者数は、「①営業所全体に公休日がある場合」として算出しています。
(348,400円+35,200円) ×10.5/1000×1人=4,028円 (小数点以下第一位・四捨五入)

〈運送原価算出表〉

条件	・車両:			
	・運行コース:			
4	・月間走行距離:	km		
	・月間稼働日数:	日		
人件費	項目	算出式	月額(円)	構成比(%)
	1) 支払賃金	円 × 人 =		
	2) 支払賞与	円 ÷ 12ヶ月 × 人 =		
	3) 法定福利費	①健康保険料 { (円×82/1000÷2) + (円×82/1000÷2) } × 人 = ②厚生年金保険料 { (円×135.8/1000÷2) + (円×135.8/1000÷2) } × 人 = ③労災保険料 (円 + 円) × 13/1000 × 人 = ④雇用保険料 (円 + 円) × 10.5/1000 × 人 =		
	4) 福利厚生費			
	5) 退職金引当金			
	人件費・計:			

※介護保険料を計上する場合は、④雇用保険料の下の空欄を利用してください。

◇今回は、「運送原価算出表」の4番目の項目(費目)である「人件費」の中の③として、『福利厚生費』と『退職金引当金』の算出要領(算出式)について説明します。